



社団法人東京都不動産関連業協会FAXニュース

発行人/川口 貢 編集/組織広報部 東京都千代田区平河町1-8-13
TEL:03-3222-3808 FAX:03-3222-3640 <http://www.tokyo-fudousan.or.jp>

NO. 103H17.2.25

お知らせ

◆ 多摩ニュータウン都有地の媒介依頼物件 指定内容変更

先にご案内した、東京都都市整備局より媒介依頼を受けている物件の価格が引き下げられました。

◎ 指定内容を変更し、公募する宅地（公募期間は平成17年2月15日～3月8日。申込受付は、平成17年3月8日。）

地区	No.	名称	面積(m ²)	参考価格(千円)	想定用途	最寄り駅
南大沢	1	G-3①	1,388.83	120,000	商業・業務施設	京王相模原線 「南大沢」駅

◎ 指定内容を変更し、目安価格により指定する宅地

地区	No.	名称	面積(m ²)	目安価格(円/m ²)	想定用途	最寄り駅
南大沢	1	G-1②	3,835	75,000	業務施設等	京王相模原線 「南大沢」駅
	2	G-3②	1,360	95,000		

※ 物件番号G-2 2、E-1 9①の媒介依頼は終了になりました。

※ 物件調書等詳細は、下記の東京都都市整備局ホームページからご覧になれます。

問合せ：東京都都市整備局 市街地整備部 多摩ニュータウン事業室宅地販売係

電話：03(5320)5135

ホームページ

<http://www.toshiseibi2.metro.tokyo.jp/newtown/>

◆ (財)東京都新都市建設公社からの媒介依頼 追加物件

番号	所在地	地積(m ²)	価額(千円)/ 単価(円/m ²)	地目/ 用途地域	建ぺい率/ 容積率
65	西多摩郡瑞穂町南平二丁目54番35号	151.42	19,896,000/131,400	宅地/一種低層住専	50/100 %

※ 上記の各物件に関する物件調書はTRA事務局に整っておりますので、ご要望のはご連絡ください。事務局電話：TEL 03-3222-3808 FAX 03-3222-3640

◆ 不動産担保取扱手数料改定のお知らせ 中央労働金庫

中央労働金庫の不動産担保取扱手数料が2005年2月1日(火)からの受付分より下記の通り改正になりました。

※ 手数料金額には消費税及び、

地方消費税が含まれています。

	改定前	改定後
中央労金会員	無料	10,500円
会員外	21,000円	31,500円

◆ 土地境界の紛争、裁判せずに決着へ 法務省

法務省は土地の境界を巡る紛争を裁判をしないで迅速に解決する「筆界特定制度」を創設、早ければ05年度中にもスタートする方針である。新制度では登記官が土地

家屋調査士らと調査し、裁判なしで半年程度で境界を決める。

◆ 改正不動産登記法、3月7日施行

「オンライン申請」を最大の特徴とする改正不動産登記法の施行に当って、不動産登記申請手続きが実務に直結する不動産業界の間でも様々な対応が講じられようとしている。従来の「登記済証」が「登記識別情報制度」に変わる他、当事者出頭主義や保証書制度が廃止される。尚、この改正内容についてTRAでは、3月24日にセミナーを開催する予定です。詳細が決定次第FAXニュースでお知らせします。

法務省HP・<http://www.moj.go.jp/> (新不動産登記法Q&A)

◆ 三重県有普通財産一般競争入札の実施のご案内 ～全日都本部からのお知らせ～

下記物件の競争入札について全日三重県本部より情報提供がありました。

- 1、物件名 旧職員公舎(緑町)402号
 - 2、物件所在地 墨田区緑三丁目11番地5
 - 3、家屋番号 緑三丁目11番5の17
 - 4、種類 居宅
 - 5、構造 鉄筋コンクリート造1階建
 - 6、床面積 4階部分 57.92 m²
 - 7、敷地に関する権利 439.93 m² (所有権持分 547/10,000)
 - 8、最低売却価格 13,300,000円
 - 9、入札日時 平成17年3月9日(水)午後1時30分
 - 10、入札場所 千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階405会議室
 - 11、その他 入札条件、入札心得等の書類は三重県 総務局 管財室まで
- 問合せ：三重県 総務局 管財室 小林・鈴木 TEL059(224)2137 FAX059(224)2111

◆ 鶴見川流域で耕地、林地、原野等から宅地、駐車場等に変更(雨水浸透阻害行為)するときに対しては知事等の許可が必要になります

平成16年5月に施行された特定都市河川浸水被害対策法に基づき平成17年4月1日に鶴見川流域の稲城市、町田市、川崎市、横浜市の一部が「特定都市河川流域」に指定される予定です。指定を受けた地域での雨水浸透阻害行為に対しては許可が必要になる場合があるのでご注意ください。

問合せ先：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所流域調整課 TEL045-503-4009

ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/houritu/index.html>

◆ 「道路交通環境整備の強化推進期間」警視庁からのお願い

安全で快適な交通環境の整備を図る一環として3月1日から3月31日までの1か月間を「道路交通環境整備の強化推進期間」と定め、各種施策を推進しますので、下記についてご協力お願いいたします。

- 1、商品、商品台、商品棚、自動販売機等の道路不正使用の自粛、撤去
- 2、道路上へののぼり旗、立看板、置看板等の掲出の自粛、撤去
- 3、電柱、路上工作物、街路樹等へのはり紙、はり札等の自粛、撤去
- 4、合同パトロールへの積極的参加

問合せ先：警視庁交通部交通規制課道路第二係 TEL03-3581-4321（内線 51811）